

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース1月号 (No.134)

2015年1月31日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん 2015年もよろしくお願ひいたします

■長浜市で行った第35回民間保育園経営研究セミナーは、400名を超える参加となり、年明けにふさわしいセミナーとなりました。ご参加くださったみなさん、ありがとうございました。いかがでしたか。

■さて、12月に慌ただしく行われた衆議院選挙を受けて遅れていた予算案が、ようやく1月下旬に明らかになりました。そして、公定価格の本単価も2月初旬には出される予定といわれています。いよいよ、具体的な事務手続きや、園運営に関わる費用の額等が明らかになってくる中で、それらをどう理解し分析するかが、問われています。複雑な新制度を細かく理解していくと同時に、広い視野・長期的な視点をからどう改善させていくかという方向性をもつことも求められているのではないのでしょうか。

■…そうはいつでも、現場の運営も大変！という声も聞こえてきますが、現場の大変さを改善していくためにも、保育を支える制度の学習を継続し、国・自治体に要望し続けていくしかありません。

2015年も、ともにがんばりましょう！

第35回経営研究セミナー

35都道府県・400名の参加！！

1月12～14日に滋賀県長浜市にて第35回民間保育園経営研究セミナーを開催しました。全国35都道府県から400名を超える参加がありました。

●子どもの貧困という現実を前に 私たちは何をすべきか(1日目)

1日目の全体会では情勢報告と基調フォーラム、文化企画を行ないました。



フォーラムでは、「社会は保育を求めている一地域の保育の担い手としての私たちの課題とは」をテーマに、福島大学の宮野大輔さん・朝日新聞記者の中塚久美子

さんの報告と愛知・大阪からの指定発言を聞き、考えあう場となりました。中塚さんからは貧困の中で大人になっていく子どもたちの状



況が、宮野さんからは「福祉としての保育」を再定義する必要があるのではないかと提起がされました。私たちの課題まで論議する前に時間切れとなり、会場からは「貧困の現状や24時間緊急一時保育の実

践を聞いて、自分たちのこれからの保育が問われている。課題を語り合う時間がほしい」と、率直な感想がだされました。フォーラムでは論議するに至らず、消化不良の思いを抱いた方も多いかと思います。が、ぜひ、各地で、法人・園で、今後を考える材料にして頂ければと思います。

文化企画として最後に行ったバイオリンミニコンサートでは癒されたという声も寄せられ好評でした。



夕食交流会には、参加者の約9割の方が参加されました。都道府県ビンゴ（商品は北海道の地酒など）や歌の出し物、東京のみなさんによる合研集会のアピール、前

会長井関さんの手品など、笑いあふれる楽しい交流会となりました。

「11月は鹿児島へおこしく
ください！給食セミナー開催
します。」
鹿児島から2名参加



愛知小規模保育所連合会は団体名改め
「あいち保育共同連合会」となりました



●講座&分科会(2日目)

会計講座は、100名の会場が満席となりました。1日通しての講座で、内容が濃いのはもちろん、参加者の素朴な疑問や基本的な質問も出しやすい雰囲気



の講座となりました。



講座B
植田章さん(佛敎大学)

並行して、『社会福祉法人「改革」問題』、『保護者支援と職員育成について』、『保育制度』の3つの講座を行ないました。

午後は、7つの分科会に分かれて、報告をもとに交流しました。

分科会1→

「法人運営と実践の交流」法人運営を担う本部の体制と財源確保の問題や、職員確保・育成が大きな課題となっていることが出されました。



↓分科会5「生き生きと働き続けられる職場づくり」



生き生きとした職場づくりのためには職員一人ひとりが主体的になることが大事。どう主体

性を発揮してもらうのか、具体的な実践も交流できました。

●どんな国をめざすのか？どんな保育をめざすのか？(3日目)

3日目は全体会として、保育新制度実施をひかえて自治体にむけたとりくみを交流し合う活動交流と、記念講演を行ないました。セミナー参加者一同で確認したアピールを次頁に掲載しています。

活動交流では、東京の単独補助見直しの動きと、愛知・岡山から地域での共同の取り組みが報告されました。特に岡山市の



民間保育園園長会が、公定価格の仮単価で明らかになった単価差をもとに、保育士処遇の抜本的改善を求めて、園長会として署名に取り組んだ報告には、「勇気づけられた」・「自分の地域でも取り組みたい」と大きな反響がありました。

記念講演は、防衛官僚や内閣官房副長官補も務めてきた柳澤協二さん。政権の中核にいた方として、外交や防衛の具体的な内容をふまえながら、集团的自衛権と安倍政権についてお話いただきました。記念講演の講師は、当初の予定が急に変更になりましたが、大変好評でした。



●アンケートより

●子どもの貧困を現時点で実感することはないが、中塚さんの「なぜ保育の中で声があがってこなかったか」という指摘は胸にさざりました。(40代、園長)

●園の予算は私たちの意志なのだ認識しました。補正予算のたてたかもわかりました。

●国の責任を社会福祉法人に肩代わりさせようとしているなかで、住民の要求を取り上げてどこまでやればいいのか、さらに解明が必要と思った(北海道、理事長)

●職員育成について、ヒントがたくさん！『中堅職員が伸びることが組織の活性化に結びつく』という言葉が印象的。中堅の役割が大きい。(30代、園長)



●岡山の署名、自分の地域でもやれたらと思う(埼玉・50代)

●大きな岐路です。市の民間保育園連盟を抜けて、自分達だけで保育運動をするのはたやすいのでしょうか、そうすると相手の思うつぼ。みなさんどうしてますか。(大阪・堺市)

●「求めるものは国家像、自己実現の機会平等」ということを聞いてあらためて、保育の理念を考えさせられた。(60代、理事長)



一人ひとりの子どもの育ちが等しく保障される保育をめざして

—児童福祉法第 24 条 1 項の形骸化を許さず 公的責任による保育の質向上と保育士確保を！

2015 年、私たちは戦後 70 年を迎えました。子どもたちが健やかに育つためには、平和な社会であり続けることが大前提であることを、思い返さずにはられません。

昨年末に行われた衆議院選挙は、過去最低の投票率となり、全有権者に占める与党の得票率は 25% 程度にも関わらず、三分の二以上の議席を獲得しました。選挙結果をうけて安倍首相は、「(政権公約で) 示している政策についてご理解をいただいた」として、憲法「改正」、原発再稼働、安全保障法整備、社会保障切り下げなどの政策を一方向的に推し進めようとしています。しかし、与党が獲得した議席数は、小選挙区制の特性によって得たものであり、決して国民の意思の反映とはいえません。それは、選挙後も原発の再稼働反対など、多くの国民が草の根から疑問や反対の声をあげ、各地で新しい連帯の輪が広がっていることから明らかです。日本国憲法はすべての国民に「法の下での平等」や「生存権」を認めています。貧困や格差を拡大させ、大企業や大資産家だけを潤す「アベノミクス」に対し、「NO！」の声を上げることが、子どもたちの暮らしを守ることにつながります。

今年 4 月より「子ども・子育て支援新制度」が導入されます。新制度には多くの問題点が指摘されており、子どもの最善の利益が確保されるか心配です。

国が示している公定価格(仮単価)によれば、保育所、幼稚園、認定こども園の間での単価格差・収入格差が生じます。それは保育環境(人的、物的)に格差を持ち込むことであり、国が示した新制度の導入意義にも反するものです。私たちは保育所経営に責任をもつ立場から、このような問題点を見過ごすわけにはいきません。すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するために、「児童福祉法」「子どもの権利条約」の理念の実現をめざし、よりよい保育制度づくりに粘り強く取り組んでいきましょう。

今、国民が望んでいるのは、どの施設を利用しようとも、すべての子どもに最善の保育環境を保障することです。一人ひとりの子どもの育ちが等しく保障されることをめざして、私たちは次の行動に取り組めます。

- 児童福祉法第 24 条 1 項の市町村の保育実施責任に基づく保育所経営をめざすとともに、保育需要への対応は 24 条 1 項に基づき保育所を基本とするよう、自治体に求めます。
- 保育士の専門性にふさわしい処遇改善、勤務時間内での研修・保育準備の保障、保育士不足解消のために、公定価格の抜本的な改善を、国・自治体に要望します。
- 子どもの権利を保障するため、公定価格に施設間格差を設けないよう求めます。
- どの施設を利用しても保護者が安心して子育てができるように、保育時間の区分による負担増や保育料の値上げを行わないよう、国、自治体に要望します。
- 新制度の実施にあたっては、消費税以外の財源を確保するよう求めるとともに、先進国に例を見ない貧弱な子ども関連予算の増額を求めます。
- 地域の保育団体・園長会など、幅広い保育関係者や保護者と共同し、新制度の実施主体である自治体にむけて働きかけを継続的に行ないます。
- 社会福祉法人の専門性と継続性、公共性を維持し地域の願いに応える福祉事業を展開するため、社会福祉法人「改革」の動向を学び、他団体と共同して意見表明や取り組みを行ないます。

2015 年 1 月 14 日 第 35 回全国民間保育園経営研究セミナー参加者一同



保育をめぐる情勢

予算案提案、子ども・子育て会議(1/22)、自治体向け説明会(1/23)相次いで開催 ～新制度実施への動き急速！

政府は1月14日に2015年度予算案を閣議決定しました。1月末から始まる通常国会で2月中旬ごろ審議される予定です。この間、子ども・子育て会議や自治体向け説明会が相次いで開催され、予算案の提案も含め、新制度実施にむけて、動きが一層速くなっています。

●政府予算案提案！見えにくい全体像、今年度より改善される点はあるのか…？

◆増税分から0.51兆円

国は、消費税引き上げによる増収分から「社会保障の充実」に1.35兆円をあて、そのうち0.51兆円が子ども・子育て支援に充てられるとしています。ただし、これは国と地方の合計額です。

国は、この額で、2014年4月に示した0.71兆円の範囲でやれる「量の拡充」と「質の改善」が実施できると説明しています。しかし、公定価格の本単価も示されていないこと、予算案が内閣・文科・厚労とまたがって提示されだぶっていること等、具体的な内容が今のところ、まだわかりません（予算案の資料は『保育情報』2月号に掲載されています）。

◆公定価格の見直し～本単価公表は2月上旬

公定価格については、2月上旬に本単価が示される見込みです。公定価格では下記の点が見直しとなるようです。

- ①現行の幼保連携型認定こども園が新制度に移行する場合、5年を上限に施設長2名配置を存続可とする経過措置をとる。
- ②大規模の幼稚園・認定こども園に考慮し、チーム保育の加配の上限を4名から6名に変更。
- ③認定こども園が少数の1号認定の子どもの定員設定する場合に収入増が見込まれる件は、変更なし。

- ④小規模保育B型の保育士以外の人件費単価改善。
- ⑤事業所内保育事業に減価償却費を加算。

上記のように多くが、保育所以外の施設・事業に関わる内容です。また、③の認定こども園で1号認定の子どもを少人数受け入れると大きく収入増が見込まれる問題は、保育団体の要望もあつてか、仮単価のまま提案されるようです。これがそのまま実施されれば、過疎地以外では、1号認定の取り合いになりかねないなど、待機児童解消と逆行する扱いではないでしょうか。

今後、公定価格の本単価が明らかになった際は、その分析が必要ですが、そもそも公定価格の設定自体に、まだまだ課題が多いことは明らかです。出される本単価の学習と合わせて、保育士の処遇改善や保育園の子どもの実態に合わせた公定価格の設定を求めて、各地・各園から声をあげていくことが重要です。まずは、新制度が本格実施されるまでの期間に、どれだけ国・自治体にこういった声を届けていくかが重要です。

◆保育所等整備交付金～整備計画策定が必要

保育所等整備交付金が新設されました。ただし、市町村が整備計画を策定することが必要です。安心こども基金はなくなりますが、積み残しがある場合は合わせて使えます。

2015年度は、待機児童解消加速化プランに基づき8万人分の受け皿を増やすとし、補助率を二分の一から三分の二にかさ上げする、としています。しかし、この交付金が長期的に使えるものかどうか、市町村と県との協議のすすめ方がどうなるか、等々、今後確認が必要です。園の整備・増設等を検討するうえで重要な交付金ですから、まず、市町村が事業計画とは別に整備計画を立てるように要望しつつ、自治体との協議・確認を行ないましょう。

◆保育者等の処遇改善

厚労省は、保育士確保プランを1月14日に公表しています。その中で、予算に関わって、職員の勤続・経験年数に応じた加算を、従前の水準より3%引き上げるとしています。しかし、キャリアパス要

件を備えないと1%減額になってしまいます。

また、その基礎となる保育士等の給与額の改善がされます。具体的には、人事院勧告に伴う国家公務員給与改定により、保育士に係る人件費が2%程度改善され、今年度の保育所運営費に反映されます。その改善が、新制度の公定価格にも引き継がれることとされました。

◆子ども・子育て支援事業～単価案提示

延長保育事業や病児・病後児保育など、13事業の単価案がようやく示されました（同封資料参照）。

この交付金は年金特別会計として取り扱われ、補助率は国・都道府県・市町村がそれぞれ1/3です。

延長保育事業は、各園の運営と大きくかかわる事業ですが、これまでの加算分がほぼ改善がないまま移行した模様です。これまでの延長保育事業補助金の基本分は、標準時間認定の子どもの公定価格に算入されているため、短時間認定の子どもが増えれば現状よりも園の収入が少なくなる可能性もあります。

●事業者向けFAQ等だされ修正や追加が続々(1/21)

事業者向けFAQはじめ公定価格FAQ・自治体向けFAQの第6版が出され、追記や新たな項目追加が相次いでいます（内閣府ホームページ参照）。

◆短時間は複数の時間帯設定が可！？

たとえば、各地で混乱を招いている短時間・標準時間の取り扱いについては、当初の説明がだんだん変わってきています。短時間認定は月の就業時間が120時間未満の場合ですが、恒常的に園が決めた時間帯をはずれた利用になる場合や1日の就労時間が8時間を超える場合は、市町村の判断で標準時間認定とすることができる、となってきました。さらに、短時間認定で利用できる時間帯の設定は、1施設1時間帯が基本としながらも、FAQでは、「施設・事業者が複数の時間帯を設けるべきと判断する場合は、例外的に複数の時間帯を設定することも可能」とされています（事業者向けFAQ・保育所のQ9）。となれば、個々の状況に見合う時間帯を設定すること

が可能となります。

また、現在在園の児童は、短時間認定の対象でも希望すれば当面標準時間とする経過措置が取られますが、その弟・妹が4月以降、入園する場合は短時間認定となる、と説明されてきました。それが、今回のFAQでは、「**市町村の判断により保育標準時間認定とすることを妨げるものではない**」と、変わっています（事業者向けFAQ・保育所のQ7）。

こうなってくると、短時間・標準時間を分けること自体の意味がなくなっているともいえます。現場の運営を考えると、時間の区分の問題は大きな問題です。これらのFAQを、自治体担当者にも示しながら、具体的な取扱いを検討・相談していく必要があります。

◆認可定員の見直し問題、定員超過の考え方

FAQでは『定員を超えて受け入れる場合は、利用定員の見直しが必要、連続する過去2年間継続して定員を超過し見直しをしない場合は減算調整をする』としています（公定価格FAQ No. 16）。具体的には

*連続する2年間の起算点…制度施行の2015年から（もしくは、制度施行後確認を受けた時点から）
*各年度の年間平均在所率が120%を超える場合 120%「以上」が見直しの対象（120%「未満」までは対象としない）。

*利用定員は、1号・2号・3号の区分と、3号の年齢区分（0歳、1～2歳）ごとの設定が基本となっており、この区分ごとに定員超過を判断する。

●新制度～すべての市町村の負担割合が1/4に

現在の運営費の負担割合は、国1/2・都道府県1/4・市町村1/4ですが、政令・中核市は県負担がなく1/2の負担です。

新制度では、大都市の特例はないため、政令・中核市でも、負担割合は1/4となります（子ども・子育て支援法第67条・都道府県の負担等）。市の負担が減る分をどのように使うのかについては、自治

体単独補助等で保育・子育ての充実を求める等、自治体と協議・懇談していくことが必要です。

各地域のとくみ

●埼玉経営懇第4回研修会に参加して

埼玉・(福) 蒔の会 瀬井義徳

埼玉経営懇では、12月9日に、第4回研修会を行いました。24施設34名が参加し、講師には村山祐一氏を迎えて、新制度に向けて「保育園経営はどうなるのか」「私たちができることは何か」をお話いただきました。

国は市町村に対して「法律を見て自分たちで考えなさい」とモデルを示さず、市町村責任がある保育所以外は、認定こども園は保護者と設置者に委ね、地域型保育では認可は市町村でも設置者の自己責任となり、すべて丸投げ状態です。

公定価格の仮単価の中の加算項目をみると、幼稚園にはある加算が保育所にはないというものがあります。また、預かり保育補助、長時間利用等でも格差があります。8時間保育の総額は、幼稚園単価より約10%程度減額となっています。また、短時間と標準時間保育の差額3時間分の経費や人件費は標準時間の約20%にすぎないことなど、問題は山積みです。

深刻な保育士不足については、処遇改善が必要です。公定価格をもとに、幼稚園教諭と保育士の仕事や時間を比較してみると大きく違いがあり、より良い保育を実現するためには、時間や休暇、処遇面での改善を制度の中でしっかり保障していくことが急務です。

こういった問題点・課題を少しでも改善させていくために、市町村で作成する「子ども・子育て支援の事業計画」や、市町村で実施している「子ども・子育て会議」を活用し、一つでも二つでも、制度の中に位置付けていくことが必要だと思いました。岡山市の園長会の活動のように、市町村の責任にも

とづく保育園同士が手をつなぎ、運動していくことが、いま大事だと考えます。

●秋田の保育を みんなで考えあいたい！ ～1/18新制度学習会開催



2015年1月18日に、秋田市にて、子ども・子育て支援新制度の学習会が行われました。経営懇会員園である秋田市のこぼと保育園の職員らが中心となり、『秋田 ほいくを考える会』を立ち上げ、県内すべての保育所・幼稚園に呼びかけて、学習会を企画しました。

当日は、「新制度で保育はどうなるの？」をテーマに、逆井直紀氏（保育研究所）、杉山隆一氏（佛教大学）が講師をつとめました。

逆井氏は、現場の様々な矛盾や厳しさの背景に保育制度があることをふまえ、新制度に移行していく中でも、現場の矛盾をどう解決していくのかという観点から、国や自治体にみんなで声をあげていくことが重要であることを強調しました。また、杉山氏は、新制度の様々な課題を、自治体の状況にあわせて少しでも改善していくために、具体的なポイントや改善にむけた提言を行ないました。

参加者は、全体で84名でした。秋田市の他、由利本荘市・仙北市・男鹿市・にかほ市・能代市・羽後町・五城目町から12名が参加しました。秋田市内では10園から参加がありました。その他、地方議員も3名参加がありました。

秋田県は人口103万、県庁所在地・秋田市の人口は32万ですが、秋田市以外の自治体は6万に満たず、全体として人口減少傾向が続いています。県の人口

の3割を占める秋田市の場合、公立保育園の民間移行などにより、現在民間保育園50園の施設長会があります。こぼと保育園分園の園長・讃岐さんは、「施設長会として、毎年、秋田市や市議会との懇親や要望を積み重ね、保育料軽減・地域の子育て支援などは、市独自助成を実施していますが、職員配置、処遇改善については国の基準通りという壁を打ち破ることができません。保育所、認定こども園、様々な保育経営の中で、よりリアルに、お互いの困難を公開し合い、共によりよい保育のために、どう共同し合うかが、大きな課題です」と語っていました。

そのような中で、個人的に電話で相談してくるケースもあり、多くの園は職員や子どもたちの環境が少しでも改善できるようにと願っているのではないかと讃岐さん。会の代表代行をつとめた堀井さん（こぼと保育園栄養士）は、「今回の学習会のとりくみを契機に、悩んでいる人や改善させたいと思っている人たちとつながって、少しでも秋田の保育をよくしていけるように、とりくみを続けていきたい」と話しています。

●疑問に思ったことは行動にしよう！～名古屋市家庭保育室の新制度移行問題

名古屋市では、3歳未満児を対象とする家庭保育室制度※1として、個人型・グループ型・保育所実施型の3つの類型を設定し実施しています。市は、グループ型と保育所実施型を、新制度の小規模保育事業に移行する方向で検討を進めています。しかし、保育所実施型家庭保育室は、認可保育所が保育所事業の一環として職員を配置し実施しているので、小規模保育事業に移行する場合は、定款の変更や職員の格付け※2がどうなるのか等、課題・不明点があります。

このような課題があるにもかかわらず、市は、移行の説明を実施園への個別の連絡のみで済ませようとしたため、説明会を開催し、疑問や不安に答えてほしい、という声があがりました。保育所実施型家

庭保育室を実施する14園のうち8園がまとめ、名保連（名古屋民間保育園連盟）の役員さんも一緒に要望をまとめ、市とのやりとりを行なっています。

保育所実施型家庭保育室の実施園の一つで、経営懇会員園の園長さんは、9月の経営懇夏季セミナーから戻った直後、市から電話で連絡を受けて「小規模保育事業に移行したら、格付けがなくなるかもしれない、こんな重大なことが電話連絡だけで済まされていいのか？」と驚き、すぐに他の実施園に「先生のところ、どうします？」と、声をかけたといいます。「夏季セミナーでも話されていたように、疑問に思ったことは行動しなければ！」と、他の経営懇会員園の先生たちや、名保連内の実施園の先生たちと一緒に、この問題について動きをつくっています（とりくみの様子や市との懇談内容は先日のセミナーでも報告されています）。

保育所実施型家庭保育室の新制度への移行については、分園として移行・小規模保育事業に移行という方向が示されていますが、格付けの問題、退職金共済の問題、収入額がどうなるのか等々、クリアすべき課題が多く残されています。実施園の中にもいろいろな意見はありますが、現状より後退することがないよう、8園がまとまって市との懇談をかさねています。

※1 名古屋市の家庭保育室制度とは

個人型・・・市が指定した保育士資格を有する家庭保育者が保育を行なう。定員3人型と5人型がある。
保育所実施型・・・市内の民間認可保育所が、保育所の保育士を家庭保育者として実施する。定員10名。保育士の人件費は、格付け基準で補助金が支給されている。
グループ実施型・・・株式会社等も含む法人が雇用する保育士を、家庭保育者として複数で保育を行なう。定員は10名または15名。

※2 格付けとは

名古屋市は、公立保育園と民間保育園の格差是正を目的とする『運営費補給金』制度のもと、配置基準の改善や職員給与への補助を行ってきた。格付けとは、個々の職員の経験年数に応じて、職員給与を決めること。格付け基準に基づき、職員に給与として支給することを義務づける補助となっている。

当 面の課題

●自治体への働きかけを!

*自治体での新制度準備状況を明らかにし、具体的に要望・要請しよう

時間区分の設定や延長保育事業など具体的に一つ一つ確認しましょう。

*自治体単独補助の動向に着目、確認・要請を

予算案をうけて、自治体も動きだします。予算案では、大きな改善がされていない模様ですので、自治体の単独補助がどうなるかで、現行の保育水準が大きく左右されます。

*保育所の施設整備について

安心こども基金はなくなり、新たに交付金が新設されますが、自治体が整備計画を作らなければ公布されません。事業計画にも目を配りつつ、整備計画の策定を求めましょう。

*関係者との共同のとりくみを!

・幅広い関係者・行政関係者も含めた学習会を企画したり、なるべく多くの園や法人、園長会等で一致できる点から自治体と懇談しましょう。

●保護者ととともに 新制度へのとくくみを

新制度で、一番影響を受ける保護者に、新制度の内容を伝えましょう。また、見学にくる保護者にも知らせましょう。

●社会福祉法人「改革」 反対のとくくみを!

当面、2月13日に障害分野・高齢分野の団体と共同で、学習（講師：石倉康次さん）と国会要請を行ないます。ご参加ください！（案内書参照）。

●公定価格の学習を!

本単価公表！学習しましょう。近い方にご参加を・・・2/27 大阪（同友会主催）、3/4 東京

★法人運営アンケート

ご協力ください!

経営懇・調査研究部のアンケートにご協力ください。※セミナーでも配布したので既に提出されている方にもお送りしています。ご了承ください。締切りは2月末です。

★第47回合研集会 in 東京 記念講演は高畑勲氏に!

2015年8月1～3日に東京で開催する第47回全国保育団体合同研究集会（合研集会）の記念講演が高畑勲氏に決まりました。また、分科会の自主提案の募集も始まっています。

<同封の資料～ご確認ください>

- ①経営懇・法人運営アンケート
- ②2.13社会福祉法人「改革」国会要請行動
- ③2月7～8日保育研究所研究集会ご案内
「公定価格」学習会ご案内（2/27、3/4）
- ④子ども・子育て支援交付金について
（1/23自治体向け説明会資料より）

お し ら せ

①下記の連載は今月はお休みです。

- ・第17回夏季セミナーシンポジウム『乳幼児期の子どもたちに保障すべき保育・教育とは』
- ・労務管理 Q&A

②今後の日程（予定。変更する場合も有り）

◆第18回経営懇総会&学習会（公定価格等）

2015年6月7～8日（日～月）・東京

◆夏季セミナー

2015年9月6～7日（日～月）・北海道

◆主任セミナー

2015年11月12～13日（木～金）・宮城

◆経営研究セミナー

2016年1月11～13日（月～水）・兵庫

詳細は決まり次第、お知らせします。

席数に限り有り！同封の案内書で、今すぐお申込みください！！